

畳類に関する公正競争規約の 検討状況について

平成26年6月

畳類公正競争規約作成連絡会

（会員）

全国い生産団体連合会、全日本畳事業協同組合、全国い製品卸商業団体連合会、全国畳材料卸商組合連合会、全国畳産業振興会、全国畳材商社会、全日本JIS畳床工業協同組合、全日本ISO畳振興協議会、畳類の生産・流通・販売業者等

（オブザーバー）

日本建築士会連合会、一般社団法人JBN、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、一般財団法人日本規格協会、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、東海機器工業株式会社、極東産機株式会社、岡山県畳縁部会、経済産業省、農林水産省

全国の

いぐさ・畳表農家、化学表等製造業者、
い製品卸商、畳表輸入業者、畳材料卸商、
畳床製造業者、畳製造業者、工務店、建築士

の皆様へ

日頃から業界の発展にご尽力を頂き、ありがとうございます。

さて、畳及び畳を構成する材料は、その素材や材料の産地、薬剤使用の有無などが一般の人にはわかりにくい上、消費者に対するチラシや製品表示の形でのこうした情報提供の取組は、業界の一部にとどまり、全体としては、消費者が商品選択するための情報提供が十分に行われているとは言い難い現状にあります。

一方、近年、商品への適正な表示や安心・安全に対する消費者の関心が非常に高くなってきており、こうした要請にきちんと応えていかなければ、業界そのものが地盤沈下しかねない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、業界では、これまで、関係8団体が協力し、平成21年11月から景品表示法に基づく「公正競争規約」の導入の検討を進めてきましたが、業界関係者・消費者等広く意見を集約し、業界総意の公正競争規約を作成するため、平成25年10月に「畳類公正競争規約作成連絡会」を設立し、規約の導入に向けた検討を行ってきたところです。

そこで、今回、業界の多くの方々に現時点での公正競争規約の検討状況、規約の検討素案の内容等についてご説明するため、本会を開催することとしましたので、ご案内いたします。

なお、公正競争規約は、景品表示法に基づき業界が定めた自主ルールを消費者庁及び公正取引委員会が認定する制度です。

畳類公正競争規約作成連絡会

- (1) 公正競争規約とは 1
- (2) 畳類公正競争規約（案）について 3
- (3) 畳類公正取引協議会（案）について 10
- (4) 消費者アンケートについて 12
- (5) 畳類公正競争規約ができるまで 14

(1) 公正競争規約とは



公正競争規約とは、業界の定める自主ルールです。

公正競争規約は、業界が不当な表示による顧客の獲得競争を規制するための自主的なルールで、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けることが必要です。

公正競争規約の内容

一般消費者が適切な商品選択を行えるようにするため、正しい情報を提供することを定めています。

- ① 商品やサービスについて必要な表示事項
(例) 事業者の住所、氏名、原材料名など
- ② その業界における特定の用語の使用基準
(例) 原材料強調表示、価格の比較など
- ③ 不当表示の禁止
(例) 消費者を誤認させる表示の禁止
- ④ 公正取引協議会の設置及び事業

認定のための4つの要件

- ① 不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。
- ② 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害する恐れがないこと。
- ③ 不当に差別的でないこと。
- ④ 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと



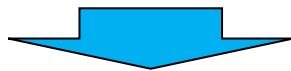
公正競争規約が設定されると、 事業者、一般消費者の双方に利益があります。

規約を守ることにより、不当表示による不公正な競争がなくなり、事業者は、安心して事業活動ができるようになります。消費者も安心して商品やサービスを手に入れることができるようになります。

消費者側、事業者側のメリット

(事業者)

- 1 社会的信頼の向上
 業界の表示のルールが明確になり、業界全体に対する信頼が向上することが期待されます。
 加えて、「公正マーク」や公正取引協議会加盟店マークを設定すれば、**消費者にとって安心して選べる商品・サービス、お店であることをアピールすることができます。**
- 2 コンプライアンス（法令遵守）の強化
 他法令に関係する事項も取り込んだ公正競争規約にすれば、規約の遵守＝関係法令の準主になり、コンプライアンスの徹底につながります。
- 3 自主的なルールの運用
 公正競争規約の解釈・運用は、公正取引協議会が自主的に行っていくこととなります。
 当該業界における適正な表示や景品類についてのルールの在り方とは何かを、**会員と共に絶えず検討し、自ら作り上げていくことができます。**
- 4 規約に基づく行為の独占禁止法の適用除外
 一般に、自主規制を強制し、競争を阻害するおそれのある場合、独占禁止法に違反するおそれがあります。
 公正競争規約は、**公正競争規約に基づいた適正な行為である限り、独占禁止法上の措置を採られることはありません。**



(消費者)

安心して商品やサービスを選択できる環境の整備

(2) 畳類公正競争規約(案)について



1 目的 (規約第1条)

畳類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保すること



2 表示の基本 (規約第2条)

一般消費者に畳類を販売する事業者は、畳類の素材や加工処理方法等が、外見からは一般消費者に容易に判別できないことに配慮し、これらの情報や取引条件等について一般消費者に正しくかつ十分に説明し、消費者の正しい選択や、安定した使用の確保に努めなければならない



3 表示対象 (規約第3条)

- ① いぐさ、七島い、化学表(検討中)、和紙表(検討中)等
- ② 稲わら畳床、稲わらサンドイッチ畳床、建材畳床
- ③ 畳(貼付け畳含む。厚さ55mm及び60mmのものほか、15mm以上のもの含む)

※畳表、畳床は単独で表示するのではなく、畳店が「畳」の表示に集約して表示



4 対象業者（規約第4条第2項）

- ① 畳表生産者、畳床製造者
- ② 畳表輸入者
- ③ 産地問屋、消費地問屋（材料商）
- ④ 畳店、工務店、ホームセンター



5 チラシ等への表示事項（規約第5条）

- ① 販売事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ② 品名及びランクを設けている場合はそのランク
- ③ 畳表及び畳床の素材名並びに製造国名
（いぐさ製畳表の場合は併せていぐさ原草産地名を記載）
- ④ 一般消費者が支払う材料費を含めた畳工事の総額
（合理的な根拠に基づくものに限る。）



6 二重価格の表示（規約第6条）

- ① 二重価格表示に用いる「自店平常価格」は直近8週間のうち過半の期間にわたって実際に販売された価格、「市価」は同一地域で相当数の業者が実際に販売している最近時の価格であること。
- ② 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格は、客観的・合理的な根拠が必要。
- ③ 二重価格表示の際は、自店販売価格及び比較対象価格の根拠を併せて表示。

注：二重価格表示とは、自店平常価格や市価に比べて何円（何割）割引などの表示をすることをいう。



7 畳類本体への表示事項（規約第7条）

国産畳表は、出品単位ごとに
輸入畳表は、出荷単位ごとに 出荷証明書を発行します。

【国産畳表】（例）

出荷年月日	2014. 6. 11
畳表の素材（生産地）	いぐさ（熊本県）
経系の素材	綿・綿W・麻綿・麻・麻W
製織地	熊本県
畳表製織者名	〇〇 △△
表面加工 ・目的 ・使用資材又は薬剤	有 ・ 無
QRコード付きタグ	有 ・ 無
ロット番号	A20140611011
ロット枚数	60

【輸入畳表】（例）

出荷年月日	2014. 6. 11
畳表の素材（生産地）	いぐさ（中国）
経系の素材	綿・綿W・麻綿・麻・麻W
製織国	中国
畳表輸入業者名	■■商会
表面加工 ・目的 ・使用資材又は薬剤	有 ・ 無
出荷枚数	120

畳床製造者は出荷単位ごとに、出荷証明書又は同等の情報を有するその他の書類（納品書等）を発行します。

【畳床】

畳床の種類or記号	ポリスチレンフォーム・サンドイッチ・稲わら	
畳床製造者	(株)ABC	
所在地	〇〇県△△市	
防虫加工	加熱・防虫紙・防虫布	
JIS認証の有無 (有る場合は○、認証番号)	○	JIS認証番号[00123456]

8 特定用語の使用基準（規約第10条）

「最高級品」、「高級品」、「上級品」などの用語は畳類公正取引協議会が審議の上、使用が認められた場合以外は使用できません。

（特定用語の使用の判断基準のイメージ）

特定用語	国産畳表 （熊本※）	国産畳表 （その他）	輸入畳表
最高級品	「ひのさらさ」	—	—
高級品	「ひのさくら」	—	—
上級品	「ひのさやか」	JAS※※ 特等	
		JAS 一等 JAS 二等	

※ 熊本県品種「ひのみどり」等製品畳表検査規格

※※ 畳表の日本農林規格

9 不当表示の禁止（規約第11条）

事業者は、畳類の取引に関して、以下に該当する表示をしてはならない。

① 特定用語の使用基準に合致しない表示

② 合理的な根拠なく、特定用語に類似する表示

③ 賞・推奨を受けてないのに、そのような表示

④ 他の業者又はその商品の中傷、又はひぼう

⑤ 商品内容又は取引条件の表示

+

著しく優良又は有利であると消費者に誤認されるおそれがある表示

10 おとり公告に関する表示の禁止（規約第12条）

畳類を販売する事業者は、店頭掲示、折り込みチラシ等でのチラシで広告する場合、

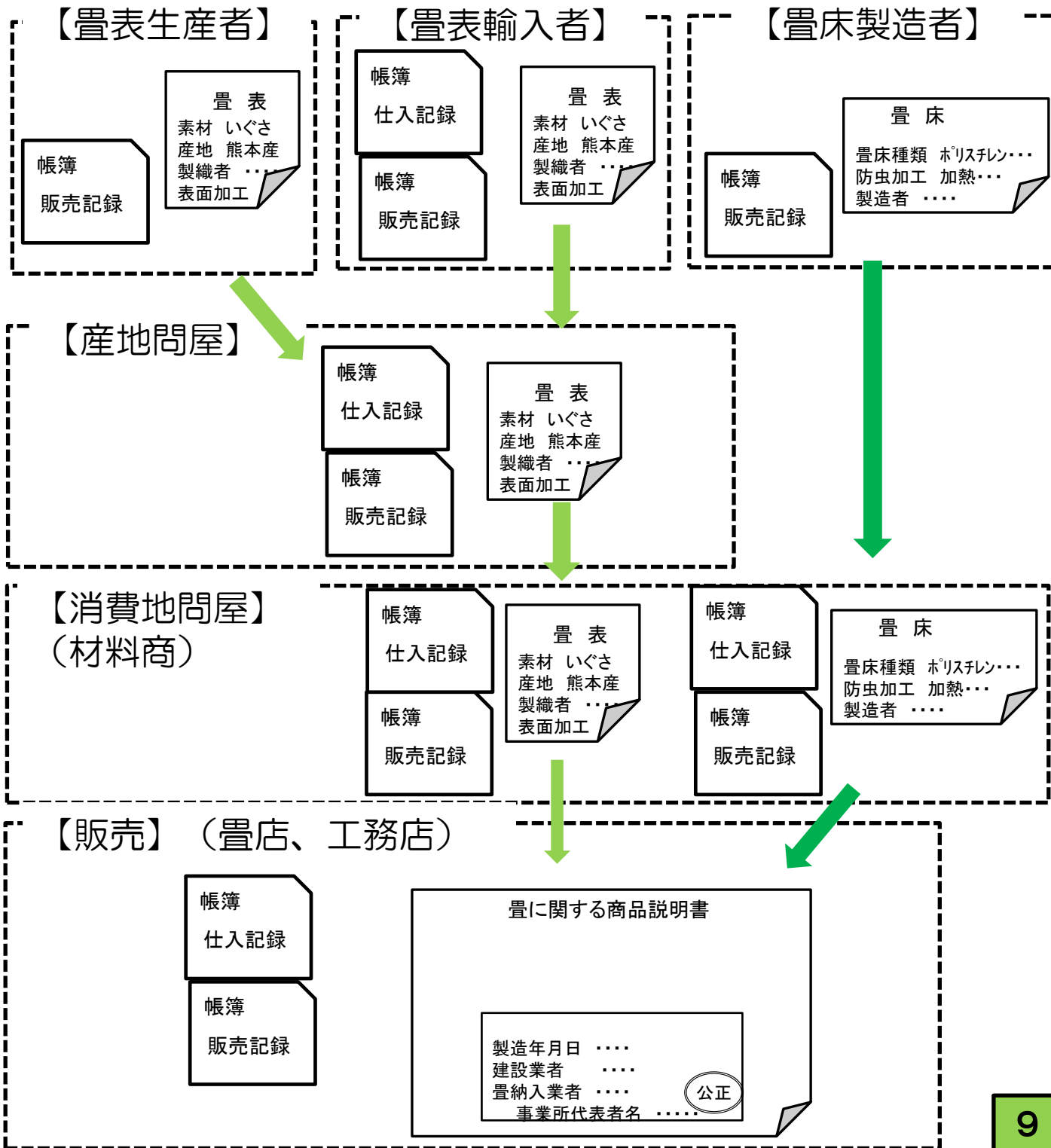
① 実際には取引できない、又は取引する意志のない畳であるにもかかわらず、購入することができるかと消費者に誤認されるおそれがある表示

② 販売数量、販売期間などが著しく限定されているのに、その限定の内容が明りょうに記載されていない表示

をしてはならない。

11 表示内容の適切な伝達（規約第13条）

生産者、輸入者から流通、販売に到るまで、出荷証明書を適切に伝達するとともに、仕入と販売に関する記録を5年間保存する必要があります。



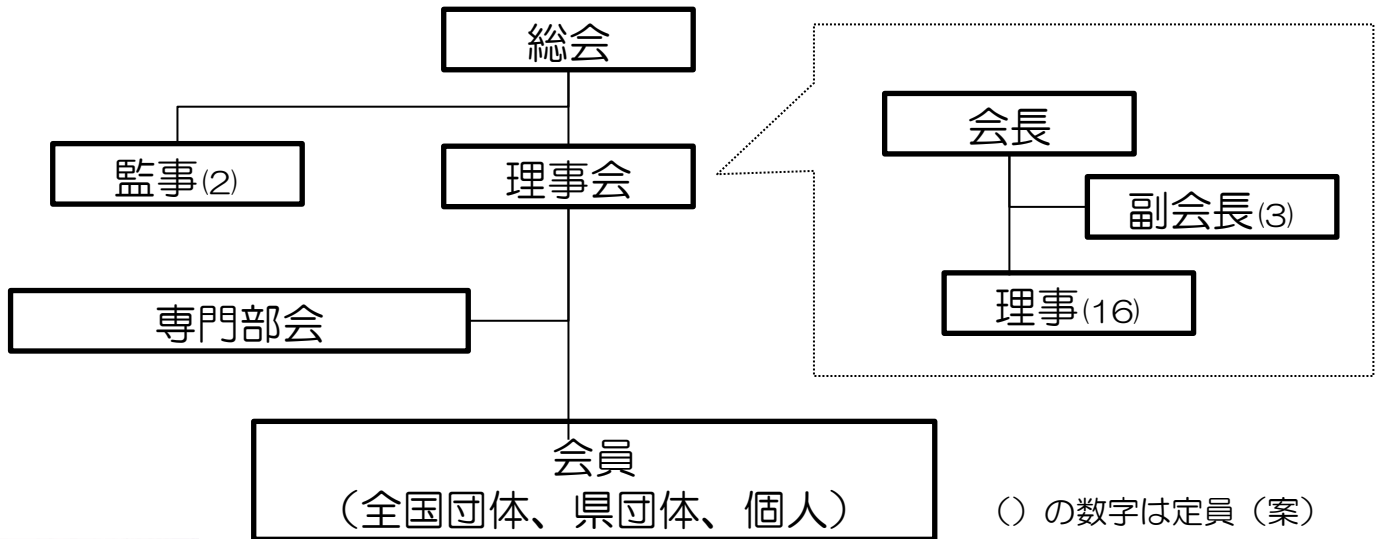
(3) 畳類公正取引協議会(案)について



1 公正取引協議会の設置及び構成 (規約第15条、16条)

公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体で構成します。

公正取引協議会の中に、ランクの検討等の専門部会を立ち上げます。



2 公正取引協議会の事業活動 (規約第16条)

- (1) 規約の内容の周知徹底に関すること
- (2) 規約についての相談及び指導に関すること
- (3) 規約の遵守状況の調査に関すること
- (4) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること
- (5) 規約の規定に違反する構成事業者に対する措置に関すること
- (6) 公正取引マーク等 (以下「証紙等」という。) の承認等に関すること
- (7) 一般消費者等からの苦情処理に関すること
- (8) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること
- (9) 関係官庁との連絡に関すること
- (10) 会員に対する情報提供に関すること
- (11) その他規約の施行及び本協議会の目的を達成するために必要と認められること

2 会員証紙の表示（規約第17条）

- ① 適正表示の公正取引協議会会員事業者は、製品表示、広告、店頭等に会員証紙（公正マーク）の表示ができる。
- ② 会員証紙の表示は公正取引協議会が別に定める使用基準による。

3 公正取引協議会の運営

会費制とし、生産・輸入、流通、販売で均等に負担します。
既存団体の事務所を活用し、当面はできるだけコストを抑制します。

主な収入

- 年会費
生産・輸入
流通
販売
 - その他
会員向け看板、
ポスター販売等
- が均等に負担

=

主な支出

- 事務所賃借料
既存団体の事務所を活用
- 人件費
事務員及び相談員
- 理事会等運営費
総会および理事会の会場料、旅費等
- 広報活動費
印刷代、説明会会場費
- 指導・調査活動費
相談対応、調査等の旅費等

(4) 消費者アンケートについて



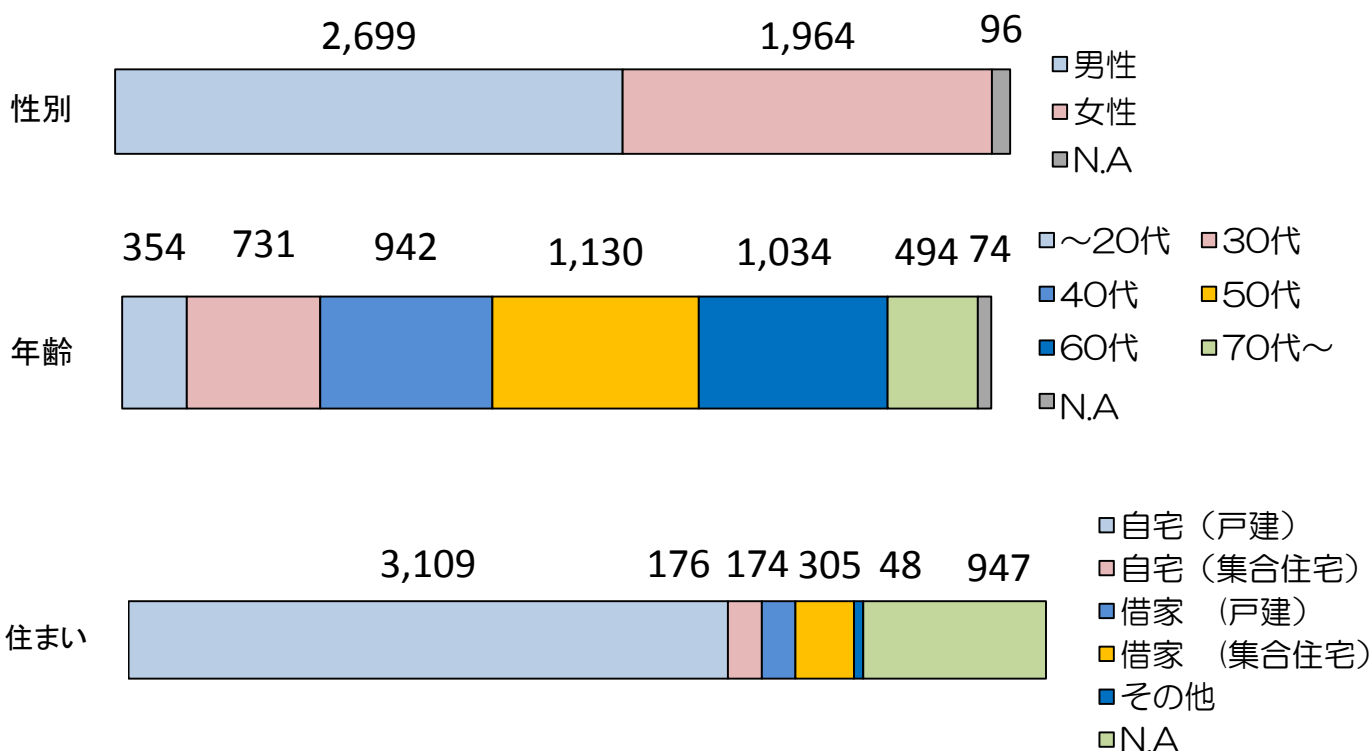
消費者の方は、表示制度の導入を通じて、いぐさの原産地表示や薬剤の使用などがはっきり分かり、結果としての的確にいい商品を選択したいと考えていることが分かります。

アンケートの概要

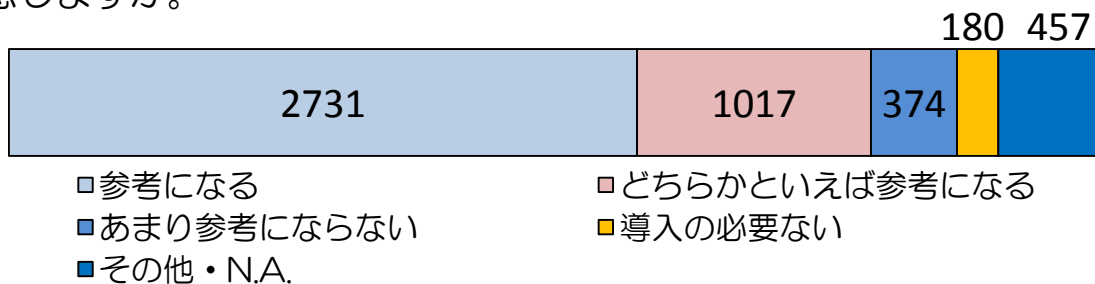
①対象期間 2014年1月～3月

②回答数 n=4,759

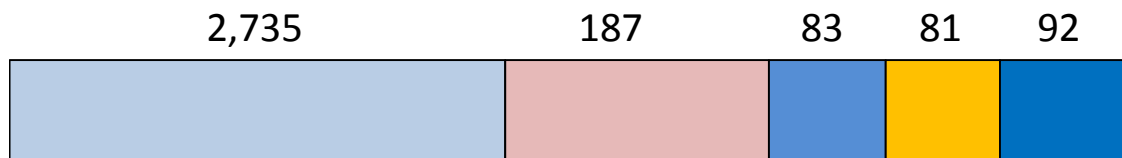
○ 回答者について



Q 現在、畳業界では、消費者の皆様へ安全・安心な畳を提供するための表示制度の導入を検討中です。この制度の導入について、どのように感じますか。

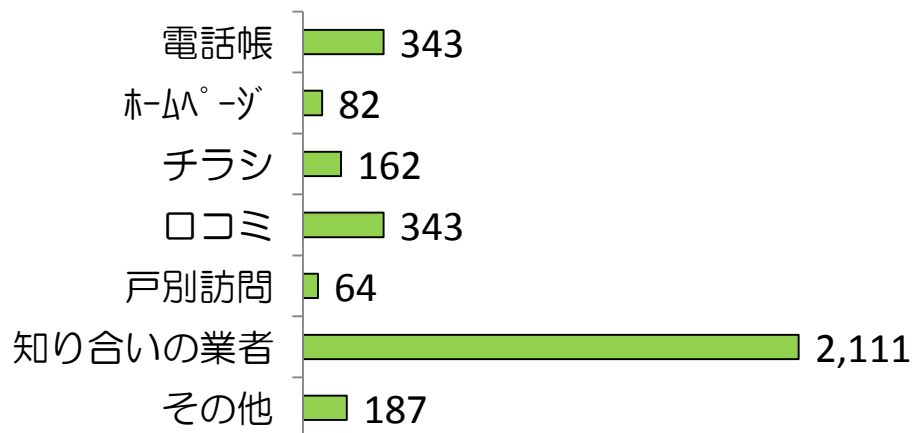


Q 畳の購入や表替え等は、どこに依頼しましたか。

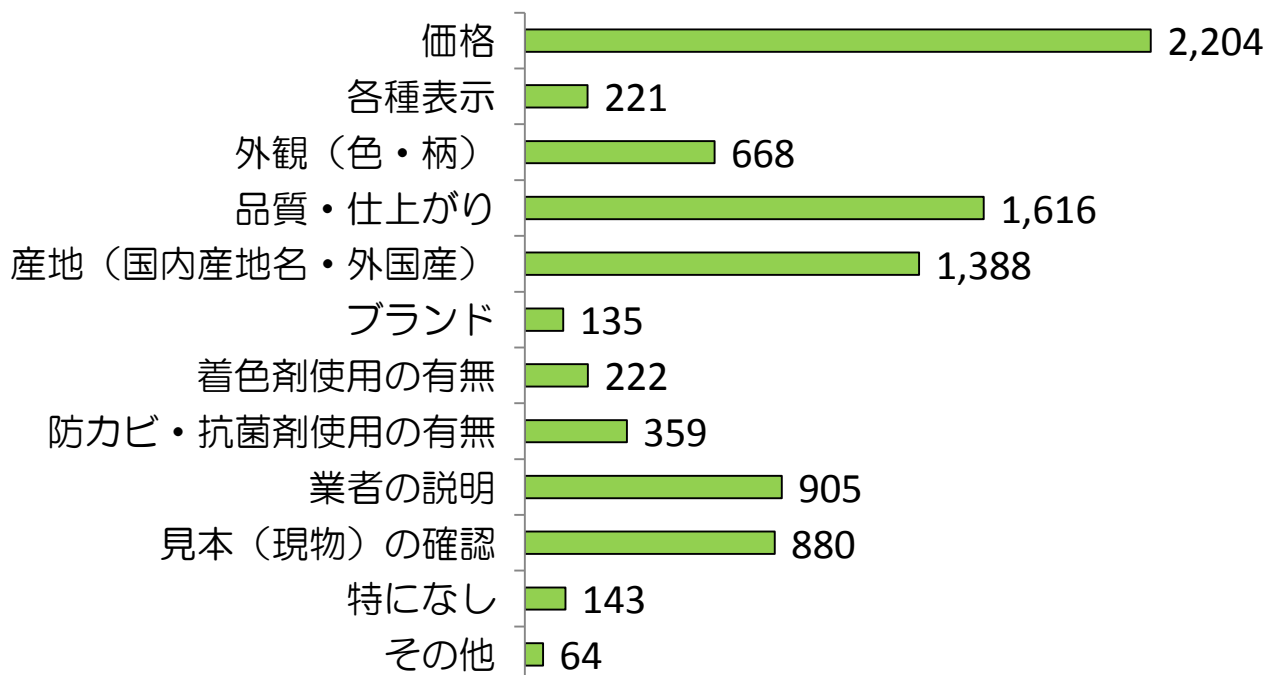


□畳店 □工務店 □リフォーム業者 □ハウスメーカー □その他

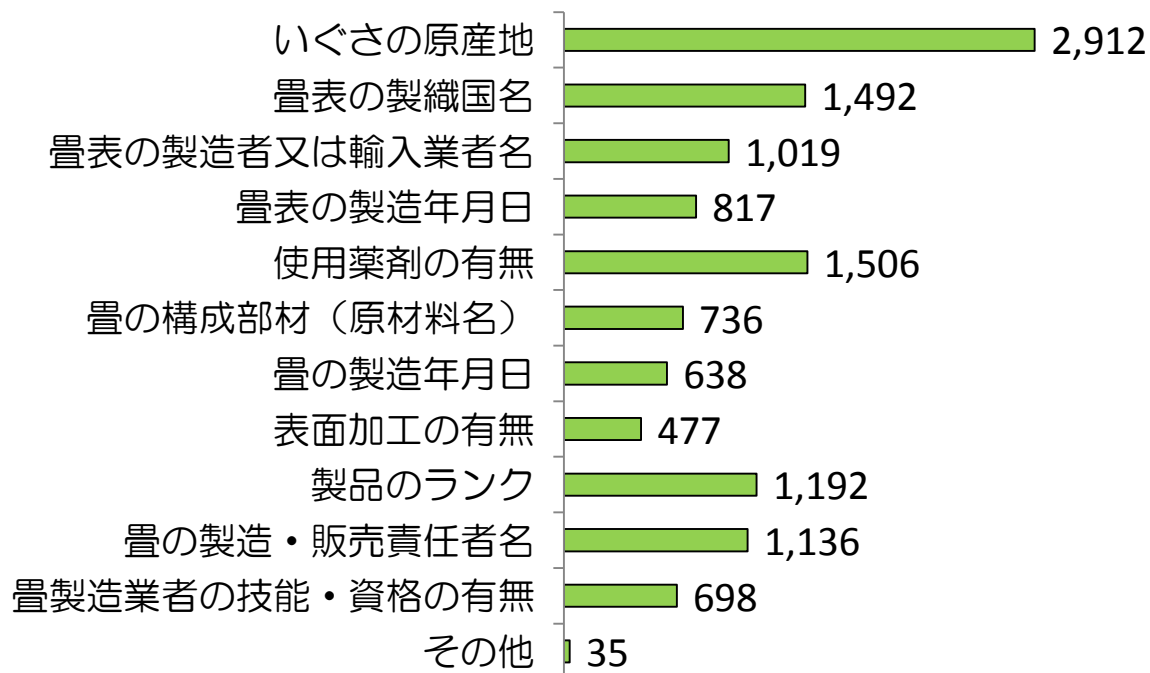
Q 何を見て依頼（購入）しましたか。（複数回答）



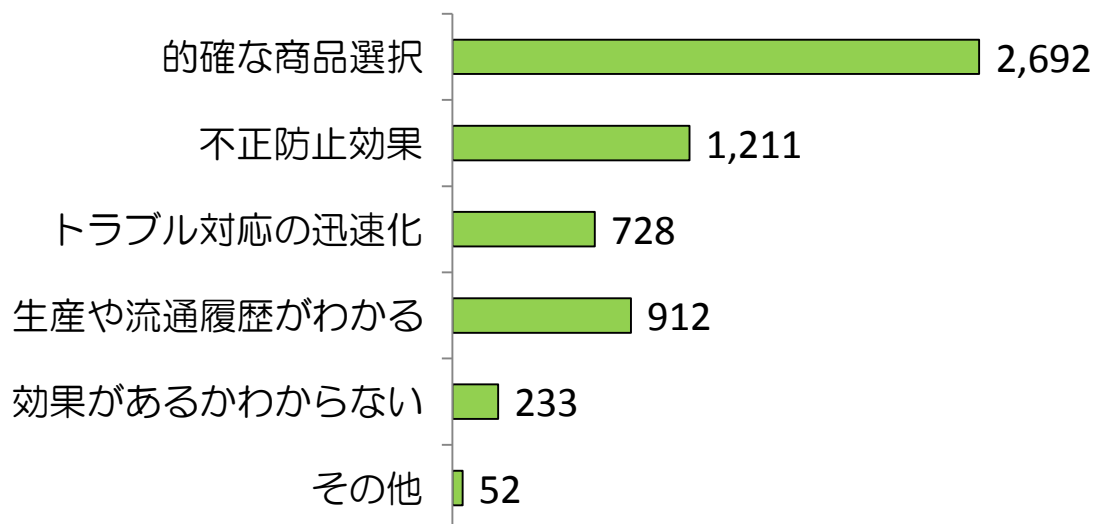
Q 商品を選ぶ際に重視するのは何ですか。（複数回答）



Q 畳類にどのような表示があれば良いと思いますか（複数回答）。



Q 上記の表示にどのような効果を期待しますか。



(5) 畳類公正競争規約ができるまで



公正競争規約とは、業界の定める自主ルールです。

原案をたたき台とし、ブロック説明会等で皆様の意見をうかがい、消費者庁へ持ち込む案を作成します。

規約作成までの流れ

